

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、BAN－BANネットワークス株式会社（以下「当社」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDDI：ケーブルプラス電話約款」といいます）を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

この規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。その場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によるものとします。

2 前項によるこの規約の変更に際しては、変更後の規約の内容と適用開始日、インターネット、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条 契約の成立

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承諾し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下「契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しない場合があります。

- 1) 電話接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- 2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、端末装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

5 契約者は当社が提供した端末装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDDI 提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDDI：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金

適用条件（料金額）

第4条1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」といいます）は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI：ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるところによります。

2 決済条件

設置料金および前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます）の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。

3 延滞利息

契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前

日までの日数について、年14.1%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

4 ご請求

本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は対応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- 1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込み当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- 5) 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第9条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条 解約

契約者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 契約者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第6条の規定による利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。

3 契約者は、ケーブルプラス電話の提供を受けた日から1年以内に解約を申し出た場合、解除金として15,000円（不課税）を支払うものとします。

4 解約の場合、当社はケーブルプラス電話の提供を停止し、引込線及び端末装置を撤去します。この撤去に伴う費用は、契約者が負担するものとします。また、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第11条 契約者個人情報の保護

当社は契約者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN－BANネットワークス個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、ホームページで公表します。

第12条 契約者個人情報の利用

当社は、加入者サービスの向上を目的に契約者の個人情報を自ら利用し、または協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報取り扱いに関する機密保護契約を締結します。また、契約者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

附則

本規約は平成22年4月1日から施行します。

改正 令和 2年4月1日

【別表】

●第6条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額